

仕 様 書

練馬駐屯地業務隊

仕様書

1 業務件名

陸上自衛隊練馬駐屯地における展示即売会の設置及び経営（以下「設置等」という。）

2 業務内容

展示即売会の出店及び販売業務

3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、展示即売会の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し又は変更することがある。
 - ア 国が許可財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
 - ウ 誓約書、募集要領及び仕様書の内容に違反したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前号により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、「募集要領」によるほか、次の条件を満たしていること。

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者又は同等の資格を有する者
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て業者等で遂行できること。
- (5) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・体制を有する者
- (6) 業者等の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は

反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）ではないこと。

- (7) 業者等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 業者等の役員等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 業者等の役員等が、暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 業者等の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団等及び第7号から第10号に定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (12) 本仕様書及び本募集要領の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に展示即売会の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

1 平方メートル当たりの国有財産使用料は、未確定

※1 使用料確定時期については、公募により選考された丙の使用申請を乙協議等を経て許可が決定した後確定する。

※2 光熱水料は、別途徴収する。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納すること。

7 設置場所

別紙のとおり。

8 設置期間

令和9年4月1日～令和10年3月31日

9 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売会の設置場所を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (3) 丙は、販売する食品等について、
 - ア 食品衛生法その他関係法令を遵守し、適正な衛生管理及び品質管理を行わなければならない。
 - イ 賞味期限又は消費期限を経過した商品を販売してはならない。
 - ウ 販売時点において賞味期限又は消費期限が有効であることを自ら確認し、その責任を負わなければならない。
 - エ 甲等から求められた場合、販売商品の仕入先、製造年月日、賞味期限その他必要な情報を速やかに提示しなければならない。

12 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

13 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（甲が指定する者。以下同じ）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。
- (3) 丙は、本契約の解除又は中断した場合、本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報（丙が作成した複製物を含む。））を甲等に変換し、又は甲の指示に従って当該媒体の廃棄、記録の消去等の措置を講じなければならない。

14 損害賠償

- (1) 丙は、債務不履行の場合、その他業務に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合は、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

- (2) 丙は、自らの責任において施設を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、丙の責に帰すべき事由により自己が発生した場合は、国に対し、一切の損害の賠償その他の申立てをしないものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、解除しようとする日の2か月前まで甲等に通知し、甲等の指示に従い解除することができる。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の許可なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (3) 展示即売会の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費、その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 丙は、販売品目の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲等の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 営業許可が必要な販売品目を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後販売すること。
- (7) 丙は、販売品目にトラブルが発生した場合には、担当職員に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲等の指示（全商品の販売停止や営業停止を含む。）に従うこと。
- (8) キッチンカー業者は消防法に基づき、消防の届出手続きを遵守すること。
- (9) 食品販売業者及びキッチンカー業者はごみ箱を設置し、捨てられたごみは自社のものでなくても持ち帰ること。
- (10) 丙は、商品の瑕疵（かし）等について利用者又は甲等からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (11) 丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意により甲、利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務の停止を命ぜられ、また、次年度以降、業務に従事できない（公募への参加を認められない）ことがある。
- (12) 丙は、展示即売会設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うこと。
- (13) 丙は、売上金額の通知を翌月10日までに提出すること。
- (14) 丙は、甲等が指示する書類を提出すること。
- (15) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲等及び丙の間で協議する。

17 仕様の細部

(1) 設置場所（基準）

東京都練馬区北町4丁目1番1号 練馬駐屯地内厚生センター及びその周辺

ア 設置場所1：約5.04㎡

イ 設置場所2：約14.28㎡

ウ 設置場所3A：約15㎡（キッチンカーに限る。）

エ 設置場所3B：約15㎡（キッチンカーに限る。）（電源設備がないため、発電機による出店が可能な業者に限る。）

オ 細部別紙のとおり。

注：キッチンカーの出店は、設置場所3Aまたは3Bのいずれか一方を選択すること。またキッチンカーの出店は1日あたり1業者のみ出店可能とする。

(2) 営業日

令和9年4月1日から令和10年3月31日までのうち、募集要領別紙第4「出店希望日」の集計により決定する。

ただし、希望日の競合が生じた場合、日程の調整を実施し、調整がつかない場合、総合的に判断し営業日程を決めるものとする。

(3) 販売時間

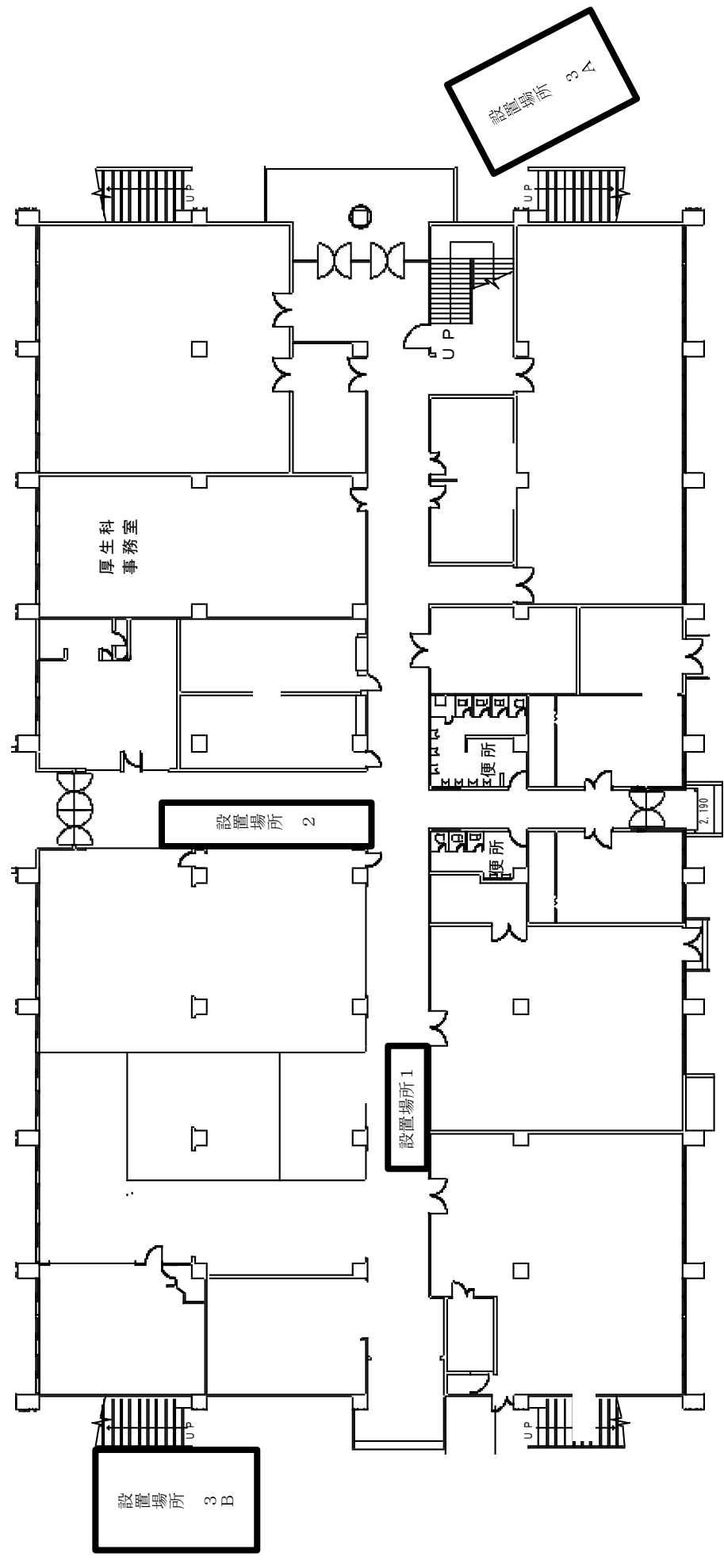
午前10時から午後6時までを基準とし、細部は別途協議する。

(4) その他の営業条件

ア 食品を販売する場合は、東京都の条例に基づき食品関係営業許可を得なければならない。また、従業員の健康診断書（菌検索）を毎月提出するものとする。

イ 国の行事、緊急時は、国が使用することとし、詳細はその都度別途協議する。

設置場所



設置場所 1	:	1. 4 × 3. 6	=	5. 04 m ²
設置場所 2	:	1. 7 × 8. 4	=	14. 28 m ²
設置場所 3 A	:	2. 5 × 6. 0	=	15 m ²
設置場所 3 B	:	2. 5 × 6. 0	=	15 m ²